

# 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う間接被害により事業活動に影響を受けている県内中小企業の方へ

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金に「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠」を創設しましたので、ご活用ください。

## ご利用いただける方

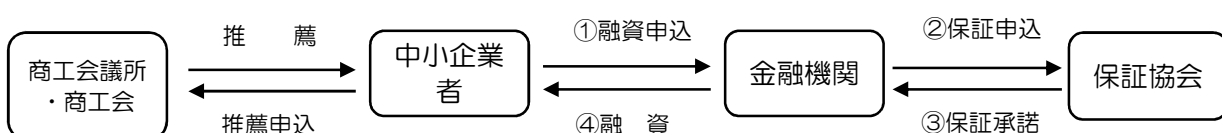
次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震（地震による津波及び火災を含む。以下「地震災害」という。）に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの
  - ① 地震災害発生後、最近1ヶ月を含む今後3ヶ月間の売上高又は受注高もしくは経常利益が、過去3ヶ年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少すると見込まれるもの
  - ② 地震災害発生後、最近1ヶ月を含む今後3ヶ月間の売上高又は受注高もしくは経常利益が、過去3ヶ年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上10%未満減少すると見込まれるもの
  - ③ 地震災害により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの
- (3) 上記(1)及び(2)いずれにも該当するものとして、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けていること

## ご融資の条件

- 融資限度額 4,000万円
- 融資利率 ① 1.0%  
②及び③ 1.5%
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%  
(担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り)

## 融資の手続き



融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（業務課）、  
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368